

○福知山市浄化槽水洗化促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、下水道事業の処理区域外において浄化槽の設置による水洗化を促進し、もって生活環境の改善及び公衆衛生の向上に資するため、水洗便所改造工事等を行う者に対し、当該工事等に要する経費について、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「水洗便所改造工事等」とは、福知山市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成元年福知山市告示第36号。以下「浄化槽設置補助金交付要綱」という。）による浄化槽の設置に伴い、くみ取便所を水洗便所に改造する工事及びし尿浄化槽で処理する便所を浄化槽設置補助金交付要綱による浄化槽に接続替えする工事をいう。

(交付対象)

第3条 水洗便所改造工事等に係る補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 浄化槽設置補助金交付要綱第5条に規定する申請書を市長に提出し、その確認を受けた者
- (2) 世帯の生計中心者であつて、その者及びその者の属する世帯の全ての世帯員の当該年度の市民税が非課税であるもの

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費は、水洗便所改造工事等（1戸につき1件に限る。）に要する工事費とする。

- 2 補助金の額は、24万円とする。ただし、水洗便所改造工事等に要する経費が24万円未満のときは、当該工事等に要した金額を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所改造工事等に着手する前に、福知山市浄化槽水洗化促進補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金交付の適否を決

定し、福知山市浄化槽水洗化促進補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

（補助金交付の指令）

第7条 市長は、浄化槽設置補助金交付要綱第8条に規定する実績報告書の提出を受けたときはこれを審査し、適当と認めたときは申請者に対し、補助金交付指令書により補助金を交付する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、昭和60年3月20日（以下「施行日」という。）から施行し、昭和59年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 昭和59年4月1日から施行日前までに水洗便所改造工事等を行っている場合、昭和59年度分の補助金に限り、第5条の規定にかかわらず、当該工事を行った後においても同条に規定する申請書を提出することができる。
- 3 昭和59年4月1日から昭和63年3月19日までの間に限り、対象区域となった日から起算して3年を経過していても、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する水洗便所改造工事等とみなし、この告示を適用する。

前 文（平成元年12月20日告示第57号）抄
平成元年度分の補助金から適用する。

前 文（平成2年4月5日告示第3号）抄
平成2年4月1日から適用する。

前 文（平成6年2月9日告示第91号）抄
平成6年1月1日より適用する。

前 文（平成8年10月29日告示第64号）抄
平成8年4月1日から適用する。

前 文（平成9年3月17日告示第114号）抄
平成9年4月1日から適用する。

前 文（平成17年12月27日告示第144号）抄
平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第202号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第275号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の福知山市同和地区水洗化促進補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月17日告示第111号）

この告示は、令和4年6月17日から施行する。

附 則（令和6年5月22日告示第73号）

この告示は、令和6年5月22日から施行する。

別記
様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

福知山市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

福知山市浄化槽水洗化促進補助金交付申請書

福知山市浄化槽水洗化促進補助金の交付を受けたいので、福知山市浄化槽水洗化促進補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - （1） 福知山市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書の写し
 - （2） 申請者及びその属する世帯の世帯員全員の市民税非課税証明書
 - （3） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

福知山市長 団

福知山市浄化槽水洗化促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請がありました福知山市浄化槽水洗化促進補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 次のとおり交付します。

補助金交付決定額 円

- 2 次の理由により交付しません。

（理由）

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）